

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第 72 号)

令和 8 年 5 月 29 日

徳情個審答申第 72 号

令和 8 年 5 月 29 日

審査庁

徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島内 保彦

個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において読み替えて
準用する同条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 7 年 12 月 25 日付け行財発第 44 号により徳島市長から諮問のありました保有個人情報の部分開示決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

徳島市長が行った本件保有個人情報部分開示決定処分（令和 7 年 9 月 11 日付け生福発第 2255 号。以下「本件処分」という。）は、その不開示に係る判断について妥当性を欠くことから、その不開示とした部分を取り消し、当該部分について、処分庁において改めて開示・不開示について検討した上で、決定を行うべきである。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 7 年 8 月 4 日、徳島市長に対し、自身の生活保護の受給に関し、「生活保護受給開始から現在に至るまでのケース記録票、病院に提出している書類一式」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示を求め、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 76 条第 1 項に基づく保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。本件開示請求に係る開示請求書には、本件請求対象保有個人情報に関し、「外来病状調査票、給付要否意見書、移送費、保護変更決定通知書の全て」について開示を求める旨の記載がなされていた。
- 2 処分担当課は、次に掲げる文書を本件請求対象保有個人情報として特定したが、本件請求対象保有個人情報には開示請求者以外の個人に関する

る情報が含まれており、当該情報を開示することにより当該開示請求者以外の個人を特定できる可能性があるため、法第78条第1項第2号に該当することを理由として、法第82条第1項の規定に基づき本件処分をした。

- (1) ケース記録票（申請時から現在まで）
 - (2) 病院に提出している書類一式
 - (3) 保護受給後に受診した全ての病院に関する病状調査票全て
 - (4) 保護受給後に受診した全ての病院に関する給付要否意見書全て
 - (5) 移送費の全て
 - (6) 保護変更決定通知書の全て（申請時から現在まで）
- 4 審査請求人は、令和7年12月15日、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 5 徳島市長は、令和7年12月25日、当審査会に本件審査請求に係る諮問を行った。

なお、本件諮問に関しては、審査庁における審理手続において、処分担当課に対し弁明書の提出を求めたところ、令和8年1月19日付けで弁明書が提出され、同月27日付けで審査庁から当審査会に対し送付があった。同様に、審査庁における審理手続において、審査請求人に対し反論書の提出を求めたが、審査請求人から反論書の提出はなかった。

また、当審査会から審査請求人に対し、令和8年1月30日付けで徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条の規定に基づく意見陳述の申立てについて通知したが、意見陳述の申立てはなかった。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求書の内容から、概ね次のとおり要約される。

- 1 部分開示された保有個人情報のうちケース記録票（以下「本件ケース記録票」という。）が一部不開示とされたことに不服がある。
- 2 本件ケース記録票の不開示とされた部分には、審査請求人が既に知っている事実等が含まれている。
- 3 本件ケース記録票の一部が不開示とされたことにより、審査請求人と処分担当課との間でどのようなやりとりがあったかについて、その経緯が不明確であり、処分の妥当性を判断できない。
- 4 前記1から3までの理由から、本件ケース記録票について、不開示部

分を全部開示するよう求める。

第4 徳島市長の主張の要旨

- 1 本件処分により不開示とした部分については、法第78条第1項第2号に該当することを理由に不開示としたものであり、本件処分に違法性はない。
- 2 本件処分により不開示とした部分に関しては、その全ての部分について、審査請求人が主張するような「処分」に関する事項・文言は含まれていない。このことは、開示された他の部分や全体の文章の流れからも明らかであり、不開示とした部分を開示したとしても、審査請求人が主張するような「処分の妥当性の判断」が可能とはならない。
- 3 そもそも、審査請求人が主張する「処分の妥当性」については、それがいかなる処分についてなのか、また、妥当性を欠くと思料する理由が何なのかも不明確であり、本件処分により不開示とした部分を仮に開示したとしても、審査請求人の主張する「処分の妥当性の判断」に資するとは考えられない。

第5 当審査会の判断

1 争点

本件審査請求における争点は、次の2点である。

- (1) 本件ケース記録票につき、不開示部分を不開示としたことが、法の規定や解釈に照らし妥当であるかどうか
- (2) 本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書における理由の提示が妥当であるかどうか

2 検討

(1) 検討の手法

本件審査請求に係る審議及び検討については、本件ケース記録票における不開示部分に関し、審査請求書、本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書及び弁明書の記載からは、当該不開示部分に記載されている情報の内容や性質が明らかではなく、前記1に示す各争点に係る妥当性を直ちに判断することができない。

このため、当審査会では、諮問実施機関（処分担当課）に対し、本件ケース記録票の提示を求め、実際に本件ケース記録票を見分する手法（イン・カメラ審理）により、審議を行った。

(2) イン・カメラ審理の結果及び当該結果を踏まえた判断

イン・カメラ審理の結果、本件ケース記録票においては、審査請求者以外の個人の氏名や属性等を示す情報が不開示とされているところ、不開示とされている箇所を含む記載の中に、審査請求人以外の個人が福祉事務所に架電した際の記録であって、その文脈上審査請求人本人からの依頼を受けて対応していることが明らかにうかがわれるもの、審査請求人との協議を審査請求人以外の個人の同席の下に行った際の記録等が、相当数の箇所見受けられた。

これらの記載中において不開示とされている審査請求人以外の個人の氏名や属性等を示す情報は、たしかに、法第78条第1項各号に掲げる不開示情報のうち同項第2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別するものに該当するものであるが、その一方で、審査請求人本人が依頼している等の事情に鑑みれば、同号ただし書イに規定する慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当する可能性がある。

この点に関し、法第78条第1項第2号ただし書イにいう「慣行として」の意義は、事実上の慣習として知ることができることをいうものとされているところ、上記の審査請求人以外の個人が福祉事務所に架電した際の記録であって、その文脈上審査請求人本人からの依頼を受けて対応していることが明らかにうかがわれるものや、審査請求人との協議を審査請求人以外の個人の同席の下に行った際の記録等における当該審査請求人以外の個人の属性等を示す情報については、審査請求人は、当該審査請求人以外の個人の氏名や属性等を当然に了知していたと解するのが相当であって、当該情報を不開示としたことは妥当とはいえない。

3 理由の提示について

本件処分における理由の提示に関し、徳島市長は、本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書において、その理由を法第78条第1項第2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が含まれていることを理由としている。

この点に関し、本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書の別紙においては、不開示情報とする根拠条項として法第82条第1項が記載されており、同項は本件処分において提示すべき根拠条項としては不相当であるものの、一方で、「開示請求者以外の個人に関する情報であり、

当該記述によって個人を特定できる可能性がある」旨が記載されている。

一般に、行政処分における理由の提示の程度は、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであると解される（最判平成 23 年 6 月 7 日・民集 65 卷 4 号 2081 頁）とされているところ、本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書における上記の記載は、簡潔に過ぎるくらいはあるものの、審査請求人がいかなる根拠・事情に基づき本件処分が行われたかを、その記載から容易に知り得ることができるものと認められる。

したがって、本件処分については、理由の提示に不備があるとまではいえない。

4 小括

前記 2 における検討のとおり、本件処分は、その不開示に係る判断について妥当性を欠くことから、その不開示とした部分を取り消し、当該部分について、処分庁において改めて開示・不開示について検討した上で決定を行うべきである。

第 6 結論

以上の理由により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

《参考1》

答申の決定に関与した委員

会長	島内 保彦
委員	島尾 大次
委員	三木田 尚美
委員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年月日	審議経過
令和7年12月25日	徳島市長から諮問書を受理した。
令和8年1月26日 (7年度第8回審査会)	諮問について事務局から説明を行った。
令和8年1月27日	徳島市長から弁明書の送付を受けた。
令和8年2月26日 (7年度第9回審査会)	審議を行った。
令和8年4月10日 (8年度第1回審査会)	審議を行った。
令和8年4月24日 (8年度第2回審査会)	答申案の検討を行った。
令和8年5月29日 (8年度第3回審査会)	答申案の検討を行った。